

2019年8月7日

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、優遇税制の ピアレビューおよび無税 または低課税国・地域に ついての最新情報を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年7月23日、経済協力開発機構(OECD)は、OECD/G20税源浸食および利益移転(BEPS)プロジェクト行動5(有害税制)に基づき、各国・地域の国内法ピアレビュー結果について最新情報を発表しました。このレビュー結果は、2019年7月19日にBEPS包摂的枠組みの会合において承認されたものです。

この最新結果は56の制度をカバーしており、すでにレビューが完了しているもしくは現在レビュー中の制度は合計で287となります。今回の評価は、OECDの有害税制フォーラム(Forum on Harmful Tax Practices: FHTP)によって行われました。最新版は、すべての優遇税制が適切なレベルの実体要件を課すことによって、有害な税務慣行に終止符を打つという取組みの進捗を示す指標となっています。このピアレビューの結果は、今後もBEPSに関する包摂的枠組みで承認され、随時更新されていきます。

さらに、OECDは、FHTPによって無税もしくは低課税であるとされた12の国・地域における国内法の実質的活動基準についてのレビュー結果も発表しました。

詳細解説

背景

1990年代後半に、OECDは利益を生み出す実質的活動に基づいて課税を行うように再調整し、透明性を向上させるための活動の一環として、有害な税競争への取組みを開始し、1998年には報告書「有害な税競争:新たな国際問題」を発表しました。同イニシアチブの下、OECDは作業を進めるためにFHTPを創設しました。創設後、FHTPは優遇税制の性質に重点を置いて、各国・地域の税務慣行の監視およびレビューを行う主要グループの1つとなっています。欧州委員会の行動規範グループも同様の役割を果たしています。

2015年10月5日、OECDは、BEPS行動計画に基づく行動5「透明性と実体性を考慮した、より効果的な有害税制への対抗」に関する最終報告書(行動5レポート)を公表しました¹。行動5レポートは主に次の2つの分野を対象としています。(i)税制が有害であるかどうかを判断する際に「実質的活動」基準を適用すること、および(ii)透明性の向上です。これに加えて、レポートには優遇税制のレビューをOECD/G20以外の国々へ拡大するための戦略が含まれており、レビューの拡大はBEPS包括的枠組みを通じて実行されています。同枠組みには、現在では131の加盟国が参加しており、各加盟国・地域は、行動5を含むBEPSミニマムスタンダードを満たすことを公約としています。これは今までも今後も、各加盟国・地域の優遇税制が実体性と透明性の新しい基準を含む行動5の基準に則ってレビューされることを意味しています。

2017年10月の2017年進捗レポートの発表以後も²、FHTPはBEPS行動5の対象である優遇税制レビューの作業を継続してきました。

- ▶ 2018年5月、OECDは11の優遇税制レビューの最新情報を発表しました。
- ▶ 2018年11月15日、OECDは53の優遇税制の評価に関する最新の結果を発表しました。同日、「無税または低課税」の国・地域に対する実質的な活動要件の適用に関するガイドダンスも発表されました³。
- ▶ 2019年1月29日、OECDは2018年進捗レポートを発表しました。BEPSプロジェクト開始以来このレポートまで、FHTPは合計255の制度をレビューしています⁴。

そして2019年7月23日、OECDは56の優遇税制レビュー結果の最新版を発表しました。

優遇税制レビューに関する最新結果

最新結果によると、各国・地域が関連法制を変更するという公約を履行した結果、追加で以下を含む13の制度の廃止が認定されました。

- ▶ マレーシア: 国際通貨ビジネスユニット
- ▶ モントセラト: 国際事業会社
- ▶ モロッコ: オフショア銀行および持ち株会社
- ▶ スイス: コミッショネアルーリング制度
- ▶ その他カーボベルデ、モンゴル、タイの制度

さらに、以下を含む3つの制度が潜在的に有害な機能を排除するように修正され、4つの新しい制度が行動5のミニマムスタンダードを満たすように設計されているため「有害ではない」とされました。

- ▶ マレーシア: 主要ハブ(修正により有害ではない)
- ▶ マルタ: パテントボックス控除規則(有害ではない)
- ▶ ポーランド: 知的財産(IP)ボックス(有害ではない)
- ▶ その他カーボベルデ、モーリシャス、タイの制度

最新結果には、4つの制度について法改正を行うという新たな公約が盛り込まれました。

- ▶ アルバ: 投資促進
- ▶ ギリシャ: パテント優遇税制
- ▶ カザフスタン: アスタナ国際金融センターおよび経済特区

さらに、2つ(アルバーインピューテーションペイメント会社、ベトナムソフトウェア制作)の制度が、潜在的には有害であるが実害はないとされ、1つの制度(パラグアイ海外IPからの資本投資)は稼働していないとされました。最新結果は、実際に有害であると判断された制度は1つでした(ヨルダン開発特区)。

またカーボベルデ、ナイジェリア、パラグアイ、ベトナムの8つの制度は対象範囲外であるとされました。さらに、クック諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ジャマイカ、モロッコ、北マケドニア、カタールの21の制度が現在レビューを受けています。

「無税または低課税」国・地域に対する実質的活動要件

2018年11月15日、OECDは法人税を課さない国・地域に適用する実質的活動に関する基準を発表しました。この要件を回避するために名目的に法人税を課していると見なされている国・地域についてもこの基準は適用されます。優遇税制のレビューを受けた国・地域は、その後法人税を廃止したり、実質的にすべてを廃止したりするような大幅な改正を実施しない限り、この実質的活動基準の適用範囲外となります。

実質的活動基準が合意に至った後、FHTPIは、アンギラ、バハマ、バーレーン、バルバドス、バミューダ、イギリス領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ガーンジー島、マン島、ジャージー島、タークス・カイコス諸島、アラブ首長国連邦の12カ国・地域を「無税または低課税」としましたが、これらの国・地域は基準を満たすために必要とされる国内法の枠組みを導入しました。

FHTPIのレビューに基づいて、この内11カ国・地域(アンギラ、バハマ、バーレーン、バルバドス、バミューダ、イギリス領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ガーンジー、マン島、ジャージー、タークス・カイコス諸島)の国内法の枠組みは実質的活動基準に則したものであったため、「有害ではない」とされました。残りのアラブ首長国連邦について、FHTPIは、法的枠組みは全般的に実質的活動基準に則しているが、技術的な点が1つ未解決であると結論付けました。これに関しアラブ首長国連邦はさらに法制の変更を行うと公約し、現在法改正を行っています。

次のステップ

FHTPIは現在までに287の制度をレビューし、その結果を受け世界中の優遇税制が大幅に改正されました。すでに確定している改正を考慮すると、レビューの結果、現在有害であるとされる制度は4つ、潜在的には有害であるが実害はないとされるものは7つ、稼働していない制度は3つ、そしてレビューの結果廃止された制度は76つです。さらに、35の制度が対象範囲外であるとされ、35の制度は現在レビュー中です。残りの3つの制度は優遇ではなく不利な分野に関するものであるとされました。

FHTPIは2019年12月までレビューを継続し、2020年まで実際に新法が実施されるかどうか監視を続けるでしょう。また、2020年以降、FHTPIは、実質的活動基準を確実に順守させるために各国・地域のメカニズムの有効性について年次監視プロセスを開始します。

今後の影響

優遇税制レビューの最新結果は、有害な税務慣行に対抗するBEPS行動5の実施が迅速かつ地理的に包括的な進捗を遂げていることを強調しています。さらに、BEPS包括的枠組みのメンバーが、税法の改正という重要な公約を果たしたことを認めています。またこの最新レポートの発表は、事業を行う国・地域における優遇税制の状況に関する情報を納税者に対して提供するものでもあります。

FHTPIは、優遇税制が行動5ミニマムスタンダードに適合するように是正されるかどうかの監視、レビューなどの作業を継続します。有害な制度への支払いについて特別な規則を国内法に持つ国々もあるため、納税者は、有害であるとされ是正または廃止される制度についてFHTPIの取組みを注意深く見守る必要があるでしょう。例えば、OECDのリストに含まれると支払いの損金算入が認められなくなる可能性があります。

最後に、「無税または低課税」の国・地域の実質的活動基準に関するレビュー結果についてのこの初回の発表は、優遇税制および「無税または低課税」の国・地域の両方に関して、同様の流動性の高い事業活動について実質的活動の実行を確実にするOECDの努力を示していると言えるでしょう。

巻末注

1. EY Global Tax Alert 2015年10月8日付、「[OECD releases final report on countering harmful tax practices under Action 5](#)」をご参照ください。
2. EY Global Tax Alert 2017年10月18日付、「[OECD releases progress report on preferential regimes under BEPS Action 5](#)」をご参照ください。
3. EY Global Tax Alert 2018年11月20日付、「[OECD releases updated results on scrutiny of preferential tax regimes and substantial activity requirements for no or only nominal tax jurisdictions](#)」をご参照ください。
4. EY Global Tax Alert 2019年1月30日付、「[OECD releases Progress Report on Preferential Regimes under BEPS Action 5](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
野本 誠
大堀 秀樹

パートナー
パートナー
ディレクター

ichiro.suto@jp.ey.com
makoto.nomoto@jp.ey.com
hideki.ohori@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190807

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp